

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和8年3月16日

経済建設常任委員長 石堂正章

須賀川市議会議長 佐藤瞭二様

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

2025 春闘では過去最高水準の賃上げが実現したものの、物価高によって実質賃金は低下し、個人消費の持ち直しには至っていない。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持ってこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができるものとする。

引き続き、賃上げの流れを定着させるとともに物価を安定させ、実質賃金の改善に向けた取組を推進しなければならない。そのためには、社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、「人への投資」をより一層積極的に行うとともに、国内投資の促進とサプライチェーン全体を視野に入れた産業基盤の強化により、日本全体の生産性を引上げ、交易条件・国際収支を改善し、持続的な生活向上の実現を目指すべきとする。

さらには、人手不足を補うため賃金引上げを中心とした総合労働条件の改善や地域経済の好循環を果たすことが政労使の役割であり、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引上げと早期発効に取り組むことは、重要な政策とする。

よって、本須賀川市議会は福島県の一層の発展をはかるため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引上げに関する次の事項について強く要望する。

- 1 政府が 2020 年代に全国平均を 1,500 円に引上げる目標を掲げていることを踏まえ、目標到達に向け福島県最低賃金の継続的かつ着実な引上げを行うこと。
- 2 中小・零細企業においても、最低賃金の引上げが着実に行われるよう「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、関係省庁・福島県・県内経済団体と連携し、価格転嫁を可能とする環境整備並びに支援策の周知徹底をはかること。
- 3 最低賃金と人口移動との相関関係も示されており、引上げによる労働力確保や人口流出抑制等の多様な政策誘導として取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、10 月 1 日までの早期発効に最大限配慮すること。
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、地方自治体に対し賃金保証型（ILO 第 94 号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の指導を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤 瞭 二

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

福島労働局長